

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

仙台市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

・本市では、行政情報や情報システムに関するセキュリティ対策を実施するにあたり平成14年度に仙台市行政情報セキュリティポリシーを策定し、平成31年度には特定個人情報等の安全管理措置に関する要綱を策定した。これらに基づき、情報セキュリティや安全管理措置に関する研修や自主点検及び監査等を実施し、必要な改善措置を行っている。

・(特定個人情報を含む)個人情報を情報システム処理する業務を外部に委託する場合は、本市が定める「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」に基づき、契約前に受注者の作業体制や作業場所の実施するセキュリティ対策について現場調査し、その調査結果を本市の外部委託審査会において審査し承認を得ることとしている。また、受注者の個人情報保護責任者は、契約前に仙台市個人情報保護条例や仙台市のセキュリティ対策に関する研修を受講することとし、委託先の情報セキュリティの確保について必要な措置を行っている。

## 評価実施機関名

仙台市長

## 公表日

令和3年12月17日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による定期接種実施要領に基づき、予防接種履歴を把握することを目的とする。 本市の予防接種法に基づく予防接種に関する事務は以下の通り。</p> <p>①各種予防接種の接種対象者をシステムから抽出する。 ②①で抽出した接種対象者に対し案内通知及び接種券を送付する。 ③対象者は接種券を使用し、登録医療機関にて接種する。 ④接種後、業務委託団体(仙台市医師会、宮城県医師会及び結核予防会)を通じて、接種券を受領する。 ⑤受領した接種券に記載された対象者の予防接種に関する記録をパンチ入力によりデータ化し、システムに取り込む。 ⑥⑤で取り込んだデータと既に取り込まれている予防接種記録との突合を行う。 ⑦各種予防接種の未接種者をシステムから抽出し、予防接種の接種勧奨を行う。 ⑧システムに記録されている予防接種情報から統計報告資料の作成及びデータの分析を行う。</p> <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種に関する事務は、今後策定する実施計画に基づき実施する。</p> <p>特定個人情報は、予防接種履歴の副本を中間サーバーへ保存する際に取り扱う。</p> <p>上記のうち、新型コロナウイルス感染症対策のみに係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 の交付を行う。</p>
③システムの名称	母子保健・市民健診及び予防接種システム、統合宛名管理システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項(別表第1の10及び93の2の項)</li><li>・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ)</li><li>・番号法第19条第6号(委託先への提供)</li></ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の16の2の項及び115の2の項 ※情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供ができる根拠規定及び照会ができる根拠規定の両方に該当する。
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局保健所感染症対策室
②所属長の役職名	感染症対策室長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市政情報センター 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号 仙台市役所1階 022-214-1209
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉局保健所感染症対策室 仙台市青葉区国分町3-7-1 TEL022-214-8452

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 30万人以上 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

# 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年9月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 沼田 和之	健康安全課長	事後	様式変更に伴い修正
令和1年6月28日	新様式へ変更	I 関連情報 II しきい値判断項目 III しきい値判断結果	I 関連情報 II しきい値判断項目 III しきい値判断結果 IV リスク管理	事後	
令和3年2月26日	表紙 ・評価書名 ・個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	・「予防接種法による予防接種の実施に関する事務 重点項目評価書」 ・「仙台市は、予防接種法による予防接種の実施に関する事務における～」	・「予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書」 ・「仙台市は、予防接種の実施に関する事務における」	事後	
令和3年3月12日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	・本市では、行政情報や情報システムに関するセキュリティ対策を実施するにあたり平成14年度に仙台市行政情報セキュリティポリシーを策定した。これに基づき、継続した情報セキュリティ研修の実施、各課の情報セキュリティ確保に関する自主点検及び監査を実施し、必要な改善措置を行っている。  ・(特定個人情報を含む)個人情報を情報システム処理する業務を外部に委託する場合は、本市が定める「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」に基づき、契約前に受注者の作業体制や作業場所の実施するセキュリティ対策について現場調査し、その調査結果を本市の外部委託審査会において審査し承認を得ることとしている。また、受注者の個人情報保護責任者は、契約前に仙台市個人情報保護条例や仙台市のセキュリティ対策に関する研修を受講することとし、委託先の情報セキュリティの確保について必要な措置を行っている。	・本市では、行政情報や情報システムに関するセキュリティ対策を実施するにあたり平成14年度に仙台市行政情報セキュリティポリシーを策定し、平成31年度には特定個人情報等の安全管理措置に関する要綱を策定した。これらに基づき、情報セキュリティや安全管理措置に関する研修や自主点検及び監査等を実施し、必要な改善措置を行っている。  ・(特定個人情報を含む)個人情報を情報システム処理する業務を外部に委託する場合は、本市が定める「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」に基づき、契約前に受注者の作業体制や作業場所の実施するセキュリティ対策について現場調査し、その調査結果を本市の外部委託審査会において審査し承認を得ることとしている。また、受注者の個人情報保護責任者は、契約前に仙台市個人情報保護条例や仙台市のセキュリティ対策に関する研修を受講することとし、委託先の情報セキュリティの確保について必要な措置を行っている。	事後	
令和3年3月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	予防接種法による予防接種の実施に関する事務	予防接種の実施に関する事務		
令和3年3月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		・冒頭に、「予防接種法及び新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法による」の追記 ・「新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づく予防接種に関する事務は、今後策定する実施計画に基づき実施する。」旨の追記	事後	
令和3年3月12日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の10の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条	番号法第9条第1項 別表第1の10及び93の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条及び第67条の2	事後	
令和3年3月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の16の2の項	番号法第19条第7号 別表第2の16の2及び115の2の項	事後	
令和3年3月12日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 ・いつ時点の係数か 2. 取扱者数 ・いつ時点の計数か	平成29年1月17日時点	令和3年3月1日時点	事後	
令和3年12月7日	表紙 ・評価書名 ・個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	・「予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書」 ・「仙台市は、予防接種の実施に関する事務における」	・「予防接種に関する事務 基礎項目評価書」 ・「仙台市は、予防接種に関する事務における」	事後	
令和3年12月7日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	予防接種の実施に関する事務	予防接種に関する事務	事後	
令和3年12月7日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		以下を追記  上記のうち、新型コロナウイルス感染症対策のみに係る予防接種事務 ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月7日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称		「ワクチン接種記録システム(VRS)」の追記	事後	
令和3年12月7日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠		以下を追記 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	
令和3年12月7日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①部署 健康福祉局保健所健康安全課 ②所属長の役職名 健康安全課長	①部署 健康福祉局保健所感染症対策室 ②所属長の役職名 感染症対策室長	事後	
令和3年12月7日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉局保健所健康安全課 仙台市青葉区国分町3-7-1 Tel.022-214-8029	健康福祉局保健所感染症対策室 仙台市青葉区国分町3-7-1 Tel.022-214-8452	事後	
令和3年12月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 ・評価対象の事務の対象人数は何人が 30万人以上 ・いつ時点の係数か 令和3年10月1日 時点 2. 取扱者数 ・いつ時点の計数か 令和3年10月1日 時点	II しきい値判断項目 1. 対象人数 ・評価対象の事務の対象人数は何人が 10万人以上30万人未満 ・いつ時点の係数か 令和3年3月1日 時点 2. 取扱者数 ・いつ時点の計数か 令和3年3月1日 時点	II しきい値判断項目 1. 対象人数 ・評価対象の事務の対象人数は何人が 30万人以上 ・いつ時点の係数か 令和3年10月1日 時点 2. 取扱者数 ・いつ時点の計数か 令和3年10月1日 時点	事後	
令和3年12月7日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の書類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書及び全項目評価書	事後	対象人数の増加によるしきい値判断結果の変更